



災害関連山村環境施設復旧事業について

災害関連山村環境施設復旧事業の概要①

事業の目的と内容

災害関連山村環境施設復旧事業は、災害を受けた山村環境施設の復旧を速やかに行うことを目的とし、林道施設の災害復旧事業が行われる場合に、同一の災害により被害を受けた山村環境施設を原形に復旧(原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適當な場合においては当該施設の有する従前の効用を復旧することを含む。)するもの。(災害関連山村環境施設復旧事業実施要綱(以下「要綱」いう。))

事業の定義

「山村環境施設」とは、山村地域の生活環境を改善する目的で森林居住環境整備事業により整備された施設。

- (1) 林業集落排水施設
- (2) 用水施設
- (3) フォレストアメニティ(森林公園)施設
- (4) 林業集落内防災安全施設

採択要件

本事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。
 - (2) 本事業に係る工事費が200万円以上であること。
- (以下、次頁へ。)

災害関連山村環境施設復旧事業の概要②

採択要件（つづき）

(3) 本事業が次のいずれにも該当しないものであること。

- ①維持工事とみるべきもの
- ②明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ③はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ④本事業以外の事業施行中に生じた災害に係るもの

事業の調査

本事業の調査は、災害査定官が要綱第3第1項に規定する災害査定の際併せて実施するものとする。

増破等の取扱い

本事業に係る山村環境施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は新たに生じた災害による本事業に併せて一の復旧事業として施行するものとする。

補助率等

事業費の50%以内